

市民と市議会には次のような関係があります。

市民と市議会は意外と身近なのです。

市民は市議会に

〇〇ができます。

●「請願・陳情」ができます。

市の仕事に対する意見や要望を直接議

会に提出することができます。これを請

願・陳情といいます。委員会に付託され

た請願・陳情は、担当する委員会で審査

された後、本会議で採択するかどうかを

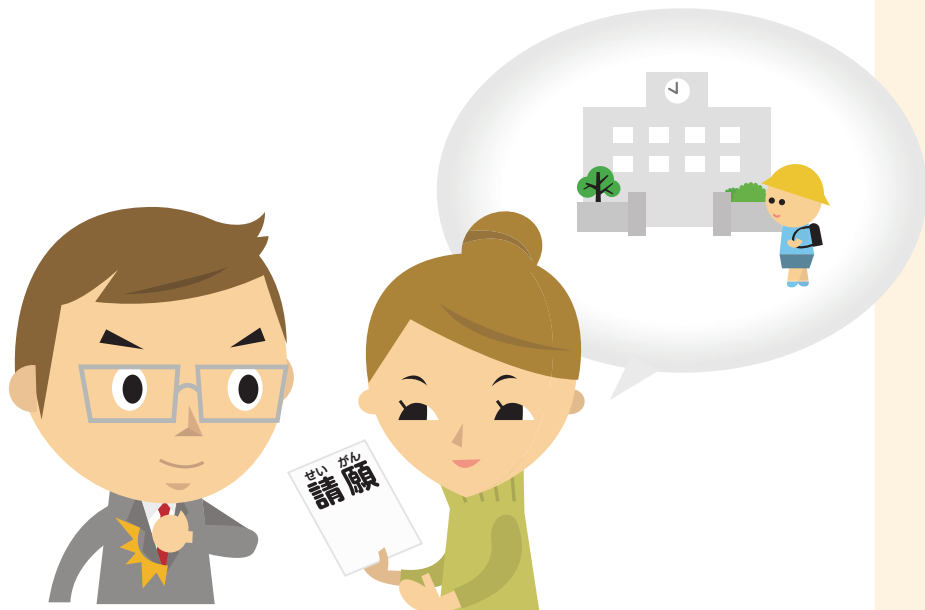
決定します。

採択された場合は、要望の実現に努力

するよう市長に求めます。

「請願・陳情」について、詳しくは
市議会ホームページをご覧ください。

〇議会へ要望する
(請願と陳情)



●「傍聴」ができます。

本会議と委員会を傍聴することができます。

本会議の傍聴席は市役所本庁舎18階に、

委員会会議室は16階と18階にあります。

なお、傍聴するときに手話通訳者を配置す

ることができますので、傍聴する日の1週間

前までに議会事務局へお申し込みください。

☎ 011-211-3162

また、本会議の傍聴席には、耳の不自由な方に配慮し、議会での議論を直接イヤホンで聞くことができる席(4席)や、補聴器を使用している方が聞こえやすくなる席(フラットループシステム)もあります。

◎詳しくは裏表紙をご覧ください。

